

平成29年第6回 枚方市教育委員会 定例会 議案書

日程 番号	案 件 名
1	報告第3号 臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（平成29年度6月補正予算額（教育関係）について）の意思決定について (2) 議会の議決事項（枚方市立幼稚園条例の一部改正について）の意思決定について
2	議案第3号 枚方市学校規模等適正化基本方針【改定版】の策定について
3	議案第4号 枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

○開催日時 平成29年6月26日 午後3時00分から

○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第3号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

平成29年6月26日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第1号 議会の議決事項（平成29年度6月補正予算額（教育関係）について）の意思決定について

臨時代理第2号 議会の議決事項（枚方市立幼稚園条例の一部改正について）の意思決定について

臨時代理第1号

議会の議決事項（平成29年度6月補正予算額（教育関係）について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

平成29年5月29日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

平成29年度6月補正予算額（教育関係）

平成29年度6月補正予算額（教育関係）一覧（歳出）

（単位：千円）

款・項・目	平成29年度 当初予算額	6月補正予算額			6月補正後 予算額
		人件費	人件費以外	合計	
教育費	12,082,906	-	4,954	4,954	12,087,860
教育総務費	3,254,747	-	2,654	2,654	3,257,401
教育委員会費	8,609	-	-	-	8,609
事務局費	2,373,456	-	-	-	2,373,456
教育研究費	820,970	-	2,654	2,654	823,624
教育文化センター費	51,712	-	-	-	51,712
小学校費	2,718,033	-	-	-	2,718,033
小学校管理費	2,268,507	-	-	-	2,268,507
小学校教育振興費	316,557	-	-	-	316,557
小学校保健衛生費	132,969	-	-	-	132,969
中学校費	1,176,274	-	-	-	1,176,274
中学校管理費	900,541	-	-	-	900,541
中学校教育振興費	217,049	-	-	-	217,049
中学校保健衛生費	58,684	-	-	-	58,684
幼稚園費	366,883	-	-	-	366,883
幼稚園費	366,883	-	-	-	366,883
社会教育費	1,713,244	-	-	-	1,713,244
社会教育総務費	101,564	-	-	-	101,564
文化財保護費	473,463	-	-	-	473,463
図書館費	1,138,217	-	-	-	1,138,217
保健体育費	2,853,725	-	2,300	2,300	2,856,025
保健体育総務費	184,287	-	2,300	2,300	186,587
学校開放事業費	5,652	-	-	-	5,652
スポーツ施設費	1,092,488	-	-	-	1,092,488
学校給食費	1,571,298	-	-	-	1,571,298
民生費	1,290,268	-	-	-	1,290,268
児童福祉費	1,290,268	-	-	-	1,290,268
児童福祉総務費	68,432	-	-	-	68,432
留守家庭児童対策費	1,221,836	-	-	-	1,221,836

平成29年度6月補正予算額・課別概要について

(歳入)

学校教育部 教職員課

(単位：千円)

項 目	概 要	予 算 額	備 考
国庫委託金		2,654	
教育費委託金	1. 学校現場における業務改善加速事業委託金		
教職員課 合計		2,654	

(歳出)

学校教育部 教職員課

(単位：千円)

項 目	概 要	予 算 額	備 考
教育総務費		2,654	
教育研究費	1. 学校現場における業務改善加速事業経費	2,654	
	共 済 費	7	
	賃 金	2,072	
	報 償 費	90	
	旅 費	203	
	需 用 費	23	
	役 務 費	1	
	負担金補助及び交付金	258	
教職員課 合計		2,654	

社会教育部 スポーツ振興課

(単位：千円)

項 目	概 要	予 算 額	備 考
保健体育費		2,300	
保健体育総務費	1. プロスポーツ交流促進事業経費（こども夢基金繰入金分）	2,300	
	使用料及び賃借料	2,300	
スポーツ振興課 合計		2,300	

臨時代理第2号

議会の議決事項（枚方市立幼稚園条例の一部改正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

平成29年5月29日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市立幼稚園条例の一部を改正する条例

枚方市立幼稚園条例（昭和37年枚方市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第4条関係）

支給認定保護者の区分	階層 区分	利用者負担額（月額）		
		支給認定子どもの区分		
		第1子	第2子	
被保護者等	1	0円	0円	
市町村民税非課税世帯に属する者	2	0	0	
市町村民税所得割非課税世帯に属する者等（2階層に掲げる者を除く。）	3	1,800	0	
市町村民税所得割合算額が次に掲げる額である世帯に属する者（他の階層に掲げる者を除く。）	10,000円未満	4	6,900	3,400
	10,000円以上19,000円未満	5	8,300	4,100
	19,000円以上44,000円未満	6	8,700	4,300
	44,000円以上53,000円未満	7	9,400	4,700
	53,000円以上77,101円未満	8	10,000	5,000
	77,101円以上211,201円未満	9	15,700	7,800
	211,201円以上	10	19,800	9,900

別表中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

- 4 備考2ただし書の規定により第2子と認定した者に係る4から8までの階層の利用者負担額は、3,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）				旧（現行）			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
支給認定保護者の区分	階層区分	利用者負担額（月額）		支給認定保護者の区分		利用者負担額（月額）	
		第1子	第2子	第1子	第2子		
被保護者等	1	0円	0円	被保護者等		0円	0円
市町村民税非課税世帯に属する者	2	0	0	市町村民税非課税世帯に属する者		0	0
市町村民税所得割非課税世帯に属する者等（2階層に掲げる者を除く。）	3	1,800	0	市町村民税所得割非課税世帯に属する者等（市町村民税非課税世帯に属する者を除く。）		1,800	900
市町村民税所得割合算額が次に掲げる額である世帯に属する者（他の階層に掲げる者を除く。）	4	10,000円未満	3,400	市町村民税所得割合算額が次に掲げる額である世帯に属する者（この表の他の項に掲げる者を除く。）	10,000円未満	6,900	3,400
	5	10,000円以上19,000円未満	4,100		10,000円以上19,000円未満	8,300	4,100
	6	19,000円以上44,000円未満	4,300		19,000円以上44,000円未満	8,700	4,300
	7	44,000円以上53,000円未満	4,700		44,000円以上53,000円未満	9,400	4,700
	8	53,000円以上77,101円未満	5,000		53,000円以上77,101円未満	10,000	5,000
	9	77,101円以上211,201円未満	7,800		77,101円以上211,201円未満	15,700	7,800

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)				旧 (現 行)			
	211,201円以上	10	19,800	211,201円以上	19,800	9,900	
備考				備考			
1～3 [略]				1～3 [略]			
4 備考2ただし書の規定により第2子と認定した者に係る4から8 までの階層の利用者負担額は、3,000円とする。				4 [略]			
5 [略]							

議案第3号

枚方市学校規模等適正化基本方針【改定版】の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成29年6月26日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

別紙のとおり

議案第4号

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成29年6月26日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会庁内委員会規程（平成26年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表教育課程検討委員会の項の次に次のように加える。

児童の放課後対策検討委員会	児童の放課後環境の整備について検討するため。	(1) 児童の放課後対策に関する基本計画の策定に関すること。 (2) 児童の放課後環境の整備に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。	教育長	副市長	社会教育部社会教育課、社会教育部放課後子ども課
スポーツ推進委員会	スポーツ振興を推進するため。	(1) 枚方市スポーツ推進計画の推進及び改定に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。	教育長	社会教育部長、健康部長	社会教育部スポーツ振興課

別表スポーツ推進計画策定委員会の項を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

<p>スポーツ推進委員会</p>	<p>スポーツ振興を推進するため。</p>	<p>(1) 枚方市スポーツ推進計画の推進及び改定に関すること。 と。 (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。</p>	<p>教育長</p>	<p>社会教育部長、健康部長</p>	<p>社会教育部スポーツ振興課</p>	<p>枚方市子ども読書推進策討 画検 定委 員会</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>スポーツ推進委員会</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>枚方市子ども読書推進策討 画検 定委 員会</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>